

**I P通信網サービス契約約款の一部改正  
新旧対照**

旧	新																
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ (略) 16</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>17 利用回線</td> <td>(1) (略) (2) この約款に規定するメニュー1又はメニュー5（提供の形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー5-1の1Gb/sのプラン4のもの及び10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの (3) (略)</td> </tr> <tr> <td>18 ～ (略) 31</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 16	(略)	17 利用回線	(1) (略) (2) この約款に規定するメニュー1又はメニュー5（提供の形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー5-1の1Gb/sのプラン4のもの及び10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの (3) (略)	18 ～ (略) 31	(略)	<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ (略) 16</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>17 利用回線</td> <td>(1) (略) (2) この約款に規定するメニュー1又はメニュー5（提供の形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー5-1の1Gb/sのプラン4のもの、10Gb/sのもの及び25Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの (3) (略)</td> </tr> <tr> <td>18 ～ (略) 31</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 16	(略)	17 利用回線	(1) (略) (2) この約款に規定するメニュー1又はメニュー5（提供の形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー5-1の1Gb/sのプラン4のもの、10Gb/sのもの及び25Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの (3) (略)	18 ～ (略) 31	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 16	(略)																
17 利用回線	(1) (略) (2) この約款に規定するメニュー1又はメニュー5（提供の形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー5-1の1Gb/sのプラン4のもの及び10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの (3) (略)																
18 ～ (略) 31	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1 ～ (略) 16	(略)																
17 利用回線	(1) (略) (2) この約款に規定するメニュー1又はメニュー5（提供の形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー5-1の1Gb/sのプラン4のもの、10Gb/sのもの及び25Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの (3) (略)																
18 ～ (略) 31	(略)																

**料金表**

通則 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 I P通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時I P通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。 ア (略) イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー6以外のもの) (ア) (略) (イ) メニュー2には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

**料金表**

通則 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 I P通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時I P通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。 ア (略) イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー6以外のもの) (ア) (略) (イ) メニュー2には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

新旧対照

旧		新																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー2-2 (フレッツ・VPN ゲート)</td> <td>メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの(10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー2-3 (クラウドゲートウェイクロスコネク)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) ～ (略)</p> <p>(ス)</p> <p>ウ 削除 エ 削除 オ メニュー5 (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) メニュー5には、次表のとおり提供の形態による区別及び細目があります。 A 提供の形態による区別 (略) B メニュー5-1及びメニュー5-2に係る提供の形態による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅱ型 Ⅱ-1型 (フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス)</td> <td>帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) メニュー5-1には、次の品目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s (フレッツ 光クロス)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	メニュー2-2 (フレッツ・VPN ゲート)	メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの(10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの	メニュー2-3 (クラウドゲートウェイクロスコネク)	(略)	区 別	内 容	Ⅱ型 Ⅱ-1型 (フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの	品 目	内 容	(略)	(略)	10Gb/s (フレッツ 光クロス)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー2-2 (フレッツ・VPN ゲート)</td> <td>メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの(10Gb/sのもの及び25Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー2-3 (クラウドゲートウェイクロスコネク)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) ～ (略)</p> <p>(ス)</p> <p>ウ 削除 エ 削除 オ メニュー5 (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) メニュー5には、次表のとおり提供の形態による区別及び細目があります。 A 提供の形態による区別 (略) B メニュー5-1及びメニュー5-2に係る提供の形態による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅱ型 Ⅱ-1型</td> <td>帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) メニュー5-1には、次の品目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s (フレッツ 光クロス)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	メニュー2-2 (フレッツ・VPN ゲート)	メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの(10Gb/sのもの及び25Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの	メニュー2-3 (クラウドゲートウェイクロスコネク)	(略)	区 別	内 容	Ⅱ型 Ⅱ-1型	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの	区 別	内 容	(略)	(略)	10Gb/s (フレッツ 光クロス)	(略)	
区 別	内 容																																		
メニュー2-2 (フレッツ・VPN ゲート)	メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの(10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの																																		
メニュー2-3 (クラウドゲートウェイクロスコネク)	(略)																																		
区 別	内 容																																		
Ⅱ型 Ⅱ-1型 (フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの																																		
品 目	内 容																																		
(略)	(略)																																		
10Gb/s (フレッツ 光クロス)	(略)																																		
区 別	内 容																																		
メニュー2-2 (フレッツ・VPN ゲート)	メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの(10Gb/sのもの及び25Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの																																		
メニュー2-3 (クラウドゲートウェイクロスコネク)	(略)																																		
区 別	内 容																																		
Ⅱ型 Ⅱ-1型	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの																																		
区 別	内 容																																		
(略)	(略)																																		
10Gb/s (フレッツ 光クロス)	(略)																																		

新旧対照

旧		新									
<p>備考 200Mb/sのもの、1 Gb/sのもの及び10Gb/sのものは、メニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-1型のものに限り提供します。</p> <p>(注1) (略) (注2) (略)</p>		<p>25Gb/s (フレッツ 光 25G)</p> <p>備考 200Mb/sのもの、1 Gb/sのもの、10Gb/sのもの及び25Gb/sのものは、メニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-1型のものに限り提供します。</p> <p>(注1) (略) (注2) (略) (注3) 25Gb/sのものについては、契約者回線の移転はできません。</p>	<p>最大概ね25Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>								
<p>(エ) メニュー5-1には、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。</p>		<p>(エ) メニュー5-1には、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。</p>									
<p>A 通信の態様による細目</p>		<p>A 通信の態様による細目</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	(略)	(略)	
区 別	内 容										
(略)	(略)										
区 別	内 容										
(略)	(略)										
<p>備考</p> <p>1 プラン3のものは、メニュー5-1の100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sの品目のものに提供します。</p> <p>2 プラン4のもの及びプラン5のものは、メニュー5-1の1 Gb/sの品目のものに限り提供します。</p> <p>2の2 プラン6のものは、メニュー5-1の10 Gb/sの品目のものに限り提供します。</p> <p>3 当社は、メニュー5-1の1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの、プラン4、並びにプラン6のものについて、通信の付加サービスであるインターネットプロトコルバージョン6による通信(以下「IPv6通信」といいます。)相当の通信が利用できる状態で提供します。</p> <p>4 (略) (注1) (略) (注2) (略)</p>		<p>備考</p> <p>1 プラン3のものは、メニュー5-1の100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s、10Gb/s及び25Gb/sの品目のものに提供します。</p> <p>2 プラン4のもの及びプラン5のものは、メニュー5-1の1 Gb/sの品目のものに限り提供します。</p> <p>2の2 プラン6のものは、メニュー5-1の10 Gb/sの品目のものに限り提供します。</p> <p>3 当社は、メニュー5-1の1Gb/s、10Gb/s及び25Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの、プラン4、並びにプラン6のものについて、通信の付加サービスであるインターネットプロトコルバージョン6による通信(以下「IPv6通信」といいます。)相当の通信が利用できる状態で提供します。</p> <p>4 (略) (注1) (略) (注2) (略)</p>									

新旧対照

旧		新																													
<p>B 100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン3に係る通信の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン3-1</td> <td>取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大1Gbit/s又は10Gbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>C 1Gb/sの品目におけるプラン4に係る通信の態様による細目</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>D 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1-1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ1-2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>タイプ1-2のものは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のうち通信の態様による細目がプラン3のもの及び10Gb/sの品目のものに提供します。</li> <li>メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン4のもの及び10Gb/sの品目におけるプラン6のものは、保守の態様による細目がタイプ2に相当するものとします。</li> </ol> <p>(オ) ～ (略) (ケ)</p>		区 別	内 容	プラン3-1	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大1Gbit/s又は10Gbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの	(略)	(略)	区 別	内 容	タイプ1-1	(略)	タイプ1-2	(略)	タイプ2	(略)	<p>B 100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s、10Gb/s及び25Gb/sの品目におけるプラン3に係る通信の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン3-1</td> <td>取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大1Gbit/s、10Gbit/s又は25Gbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>C 1Gb/sの品目におけるプラン4に係る通信の態様による細目</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>D 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1-1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ1-2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>タイプ1-2のものは、メニュー5-1の1Gb/sの品目のうち通信の態様による細目がプラン3のもの及び10Gb/sの品目のものに提供します。</li> <li>メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン4のもの及び10Gb/sの品目におけるプラン6のものは、保守の態様による細目がタイプ2に相当するものとします。</li> <li>メニュー5-1の25Gb/sの品目のものは、タイプ1-1のもののみ提供します。</li> </ol> <p>(オ) ～ (略) (ケ)</p>		区 別	内 容	プラン3-1	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大1Gbit/s、10Gbit/s又は25Gbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの	(略)	(略)	区 別	内 容	タイプ1-1	(略)	タイプ1-2	(略)	タイプ2	(略)
区 別	内 容																														
プラン3-1	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大1Gbit/s又は10Gbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの																														
(略)	(略)																														
区 別	内 容																														
タイプ1-1	(略)																														
タイプ1-2	(略)																														
タイプ2	(略)																														
区 別	内 容																														
プラン3-1	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大1Gbit/s、10Gbit/s又は25Gbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの																														
(略)	(略)																														
区 別	内 容																														
タイプ1-1	(略)																														
タイプ1-2	(略)																														
タイプ2	(略)																														

新旧対照

旧		新																					
	<p>カ メニュー6 （インターネットプロトコルバージョン6による通信のみ行うことが可能なもの） （ア）（略） （イ）メニュー6には、次表のとおり通信の態様による細目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー6-2 （フレッツ・キャスト）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>メニュー6-5 （フレッツ・ジョイント）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>メニュー6-7 （フレッツ・VPN プライオ）</td> <td>IP通信網契約者がメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型（10Gb/sのものを除きます。）のものに係る契約者回線からなる閉域グループ（IP通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線（以下「閉域グループ内回線」といいます。）からなるグループをいいます。以下、同じとします。）を構成し、その閉域グループ内回線相互間に閉じた通信を可能とするために、当社がサーバ装置を設置して契約者回線の認証を行うもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 （略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ） ～ （略） （ナ） ケ ～ （略） サ</p>	区 別	内 容	メニュー6-2 （フレッツ・キャスト）	（略）	メニュー6-5 （フレッツ・ジョイント）	（略）	メニュー6-7 （フレッツ・VPN プライオ）	IP通信網契約者がメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型（10Gb/sのものを除きます。）のものに係る契約者回線からなる閉域グループ（IP通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線（以下「閉域グループ内回線」といいます。）からなるグループをいいます。以下、同じとします。）を構成し、その閉域グループ内回線相互間に閉じた通信を可能とするために、当社がサーバ装置を設置して契約者回線の認証を行うもの	備考 （略）			<p>カ メニュー6 （インターネットプロトコルバージョン6による通信のみ行うことが可能なもの） （ア）（略） （イ）メニュー6には、次表のとおり通信の態様による細目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー6-2 （フレッツ・キャスト）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>メニュー6-5 （フレッツ・ジョイント）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>メニュー6-7 （フレッツ・VPN プライオ）</td> <td>IP通信網契約者がメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型（10Gb/sのもの及び25Gb/sのものを除きます。）のものに係る契約者回線からなる閉域グループ（IP通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線（以下「閉域グループ内回線」といいます。）からなるグループをいいます。以下、同じとします。）を構成し、その閉域グループ内回線相互間に閉じた通信を可能とするために、当社がサーバ装置を設置して契約者回線の認証を行うもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 （略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ） ～ （略） （ナ） ケ ～ （略） サ</p>	区 別	内 容	メニュー6-2 （フレッツ・キャスト）	（略）	メニュー6-5 （フレッツ・ジョイント）	（略）	メニュー6-7 （フレッツ・VPN プライオ）	IP通信網契約者がメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型（10Gb/sのもの及び25Gb/sのものを除きます。）のものに係る契約者回線からなる閉域グループ（IP通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線（以下「閉域グループ内回線」といいます。）からなるグループをいいます。以下、同じとします。）を構成し、その閉域グループ内回線相互間に閉じた通信を可能とするために、当社がサーバ装置を設置して契約者回線の認証を行うもの	備考 （略）	
	区 別	内 容																					
メニュー6-2 （フレッツ・キャスト）	（略）																						
メニュー6-5 （フレッツ・ジョイント）	（略）																						
メニュー6-7 （フレッツ・VPN プライオ）	IP通信網契約者がメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型（10Gb/sのものを除きます。）のものに係る契約者回線からなる閉域グループ（IP通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線（以下「閉域グループ内回線」といいます。）からなるグループをいいます。以下、同じとします。）を構成し、その閉域グループ内回線相互間に閉じた通信を可能とするために、当社がサーバ装置を設置して契約者回線の認証を行うもの																						
備考 （略）																							
区 別	内 容																						
メニュー6-2 （フレッツ・キャスト）	（略）																						
メニュー6-5 （フレッツ・ジョイント）	（略）																						
メニュー6-7 （フレッツ・VPN プライオ）	IP通信網契約者がメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型（10Gb/sのもの及び25Gb/sのものを除きます。）のものに係る契約者回線からなる閉域グループ（IP通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線（以下「閉域グループ内回線」といいます。）からなるグループをいいます。以下、同じとします。）を構成し、その閉域グループ内回線相互間に閉じた通信を可能とするために、当社がサーバ装置を設置して契約者回線の認証を行うもの																						
備考 （略）																							
(3) ～ （略） (12)	（略）	(3) ～ （略） (12)	（略）																				

新旧対照

旧		新	
(13) 通信の付加サービスに関する取扱い	<p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、メニュー5 (メニュー5-1の1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン3-1及びプラン4のもの並びにメニュー5-2の1Gb/s及び10Gb/sの品目のものを除きます。)のものに係るIP通信網契約者から請求があったときに限り、IPv6通信 (フレッツ・v6オプション) を提供します。</p> <p>ただし、メニュー5の提供の形態による細目がII-1型のものに係る場合であって、IP通信網契約者から特段の申出がないときには、IP通信網契約者から請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ウ ～ (略) オ</p>	<p>(13) 通信の付加サービスに関する取扱い</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、メニュー5 (メニュー5-1の1Gb/s、10Gb/s及び25Gb/sの品目におけるプラン3-1及びプラン4のもの並びにメニュー5-2の1Gb/s及び10Gb/sの品目のものを除きます。)のものに係るIP通信網契約者から請求があったときに限り、IPv6通信 (フレッツ・v6オプション) を提供します。</p> <p>ただし、メニュー5の提供の形態による細目がII-1型のものに係る場合であって、IP通信網契約者から特段の申出がないときには、IP通信網契約者から請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ウ ～ (略) オ</p>	
(14) ~ (略) (22)	(略)	(14) ~ (略) (22)	(略)

2 料金額

- 2-1 ~ (略)
- 2-4
- 2-5 メニュー5に関する利用料金
  - 2-5-1 利用料
    - (1) 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー5-1に係るもの	100Mb/sのもの	II-1型に係るもの	プラン3-1に係るもの (略)
	200Mb/sのもの		(略)
	1Gb/sのもの		(略) (略)
	10Gb/sのもの	プラン3-1に係るもの (略)	
		プラン6に係るもの (略)	

2 料金額

- 2-1 ~ (略)
- 2-4
- 2-5 メニュー5に関する利用料金
  - 2-5-1 利用料
    - (1) 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー5-1に係るもの	100Mb/sのもの	II-1型に係るもの	プラン3-1に係るもの (略)
	200Mb/sのもの		プラン3-1に係るもの (略)
	1Gb/sのもの		(略) (略)
	10Gb/sのもの	プラン3-1に係るもの (略)	
		プラン6に係るもの (略)	
	25Gb/sのもの		プラン3-1に係るもの

新旧対照

旧			新		
---	--	--	---	--	--

メニュー 5-2に 係るもの	(略)	(略)
備考 (略)		

- (2) (略)  
2-5-2 加算額  
(1)  
~ (略)  
(4)  
(5) 端末設備に係るもの  
当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料 1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線 接続 装置	(略)	(略)
備考 1 ~ (略) 6 7 当社は、VPN対応ルータ装置については、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のものに係る契約者回線に限り提供します。		

メニュー 5-2に 係るもの	(略)	(略)
備考 (略)		

- (2) (略)  
2-5-2 加算額  
(1)  
~ (略)  
(4)  
(5) 端末設備に係るもの  
当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料 1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線 接続 装置	(略)	(略)
備考 1 ~ (略) 6 7 当社は、VPN対応ルータ装置については、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のものに係る契約者回線に限り提供します。 8 当社は、メニュー5の25Gb/sのものに係るIP通信網契約には、 <u>端末設備を提供しません。</u>		

2-9 付加機能利用料  
(1) (2)及び(3)以外のもの

区 分		単 位	料金額(月額)
(略)	(略)	(略)	(略)

2-9 付加機能利用料  
(1) (2)及び(3)以外のもの

区 分		単 位	料金額(月額)
(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧					新						
同報通信機能 (マルチキャスト通信機能)	メニュー6-2 (提供の形態による細目がプラン2のものを除きます。)に係る契約者回線について、この機能を利用するIP通信網契約者が送信した符号をIP通信網内において複製し、そのIP通信網契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線等 (メニュー5における通信の態様による細目がプラン6のものを除きます。以下この欄において同じとし	(略)	(略)	(略)	(略)	同報通信機能 (マルチキャスト通信機能)	メニュー6-2 (提供の形態による細目がプラン2のものを除きます。)に係る契約者回線について、この機能を利用するIP通信網契約者が送信した符号をIP通信網内において複製し、そのIP通信網契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線等 (メニュー5における品目が25Gb/sのもの及び通信の態様による細目がプラン6のものを除きます。以下	(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧					新				
	ます。)からなるグループ(以下「マルチキャストグループ」といいます。)へ送信を行うことを可能とする機能					この欄において同じとします。)からなるグループ(以下「マルチキャストグループ」といいます。)へ送信を行うことを可能とする機能			
	備考 (略)					備考 (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
同時通信可能着信先数追加機能(フレッツ・セッションプラス)	メニュー5 (メニュー5の10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線等について、同時に通信が可能な着信先 (当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)の数を当社が別に定める数まで追加することを可能とする機能	(略)	(略)	(略)	同時通信可能着信先数追加機能(フレッツ・セッションプラス)	メニュー5 (メニュー5の10Gb/sのものと及び25Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線等について、同時に通信が可能な着信先 (当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)の数を当社が別に定める数まで追加することを可能とする機能	(略)	(略)	(略)
	備考 (略)	(略)	(略)	(略)		備考 (略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧					新						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
帯域確保機能	この機能を利用したメニュー5（提供の形態による細目がⅡ型のものに限ります。）に係る通信について、その通信の都度、契約者回線の終端と取扱所交換設備との間の伝送帯域を確保することを可能とする機能			(略)	(略)	帯域確保機能	この機能を利用したメニュー5（提供の形態による細目がⅡ型のものに限ります。）に係る通信について、その通信の都度、契約者回線の終端と取扱所交換設備との間の伝送帯域を確保することを可能とする機能			(略)	(略)
	備考	<p>1 この機能を利用した通信については、通信の相手先となる契約者回線がメニュー6-2のもの（当社が別に定めるものに限ります。）である場合に限り通信を行うことができます。</p> <p>2 通信がふくそうしている等通信の利用状況によっては、この機能を用いた通信を利用できないことがあります。</p> <p>3 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>（注1） ～（略）</p> <p>（注6） （注7）当社は、当分の間、メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン4のもの及びプラン5のもの並びにメニュー5の10Gb/sのものについて、この機能を提供しません。</p>					備考	<p>1 この機能を利用した通信については、通信の相手先となる契約者回線がメニュー6-2のもの（当社が別に定めるものに限ります。）である場合に限り通信を行うことができます。</p> <p>2 通信がふくそうしている等通信の利用状況によっては、この機能を用いた通信を利用できないことがあります。</p> <p>3 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>（注1） ～（略）</p> <p>（注6） （注7）当社は、当分の間、メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン4のもの及びプラン5のもの並びにメニュー5の10Gb/sのもの及び25Gb/sのものについて、この機能を提供しません。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
符号優先伝送交換接続機能	メニュー5-1（プラン4に係るものを除きます。）又はメニュー5-2に係る契約者回線（通信の付加サービスであるIPv6通信を利用している場合に限ります。）において、当社が別に定める相互接続点との間の通信に係る符号を、IP通信網内で優先的に伝送交換することを可能とする機能			(略)	(略)	符号優先伝送交換接続機能	メニュー5-1（25Gb/sのもの及びプラン4に係るものを除きます。）又はメニュー5-2に係る契約者回線（通信の付加サービスであるIPv6通信を利用している場合に限ります。）において、当社が別に定める相互接続点との間の通信に係る符号を、IP通信網内で優先的に伝送交換することを可能とする機能			(略)	(略)
	備考	(略)					備考	(略)			

新旧対照

旧					新						
符号蓄積機能 (フリッツ・あずけ〜)	基本機能	メニュー5 (メニュー5の10Gb/sのものを除きます。)に係るIP通信網契約者について、そのIP通信網契約者又はそのIP通信網契約者があらかじめ登録した利用者 (以下、「符号蓄積機能利用者」といいます。) が、当社の設置するサーバ装置に符号を複製及び蓄積することを可能とする機能	(略)	(略)	(略)	符号蓄積機能 (フリッツ・あずけ〜)	基本機能	メニュー5 (メニュー5の10Gb/sのものと及び25Gb/sのものを除きます。)に係るIP通信網契約者について、そのIP通信網契約者又はそのIP通信網契約者があらかじめ登録した利用者 (以下、「符号蓄積機能利用者」といいます。) が、当社の設置するサーバ装置に符号を複製及び蓄積することを可能とする機能	(略)	(略)	(略)
	追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)		追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	備考	(略)					備考	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(2) (略)					(2) (略)					
	(3) (略)					(3) (略)					

新旧対照

旧	新
---	---

第2表 工事費に関する費用

- 第1 削除
- 第2 工事費
- 1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略)	(略)
(8)	
(9) 分割した工事費の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(ア) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 分割支払いの請求をした者がその I P 通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった I P 通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(エ) その他当社が不適当と判断したとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p>
(10) ～ (略)	(略)
(12)	

第2表 工事費に関する費用

- 第1 削除
- 第2 工事費
- 1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略)	(略)
(8)	
(9) 分割した工事費の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(ア) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 分割支払いの請求をした者がその I P 通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった I P 通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき又は <u>当社が別に定めるとき</u>。</p> <p>(エ) その他当社が不適当と判断したとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p>
(10) ～ (略)	(略)
(12)	

新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和 8 年 1 月 23 日東経営第 000200000756 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 8 年 2 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 ～（略）</p> <p>6 （メニュー 5 の設置に係る工事費の割引）</p> <p>7 （略）</p> <p>8 当社は、次のいずれかに該当するメニュー 5-1（10Gb/s 品目のプラン 6 に係るものを除きます。）又はメニュー 5-2 のⅡ-1 型に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</p> <p>ア ～（略）</p> <p>エ</p> <p>9 ～（略）</p> <p>11 （メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引）</p> <p>12 当社は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの間に、次のいずれかに該当する品目等の変更（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 8 年 11 月 30 日までにその変更の工事を行ったときは、基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</p> <p>ア メニュー 5-1 又はメニュー 5-2（契約者回線の態様による細目がグレード 1-1 のものに限ります。）に係る I P 通信網契約における 10Gb/s の品目以外のものから 10Gb/s の品目のもの（プラン 6 に係るものを除きます。）への品目等の変更</p> <p>イ メニュー 5-2 に係る I P 通信網契約における契約者回線の態様による細目がグレード 1-2 又はグレード 2 のものからグレード 1-1 のもの又はメニュー 5-1 のもの（プラン 6 に係るものを除きます。）への品目等の変更 （その他）</p> <p>13 （略）</p>	<p>附 則（令和 8 年 1 月 23 日東経営第 000200000756 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 8 年 2 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 ～（略）</p> <p>6 （メニュー 5 の設置に係る工事費の割引）</p> <p>7 （略）</p> <p>8 当社は、次のいずれかに該当するメニュー 5-1（10Gb/s 品目のプラン 6 に係るもの及び 25Gb/s 品目のものを除きます。）又はメニュー 5-2 のⅡ-1 型に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</p> <p>ア ～（略）</p> <p>エ</p> <p>9 ～（略）</p> <p>11 （メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引）</p> <p>12 当社は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの間に、次のいずれかに該当する品目等の変更（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 8 年 11 月 30 日までにその変更の工事を行ったときは、基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</p> <p>ア メニュー 5-1 又はメニュー 5-2（契約者回線の態様による細目がグレード 1-1 のものに限ります。）に係る I P 通信網契約における 10Gb/s の品目以外のもの（25Gb/s 品目のものを除きます。）から 10Gb/s の品目のもの（プラン 6 に係るものを除きます。）への品目等の変更</p> <p>イ メニュー 5-2 に係る I P 通信網契約における契約者回線の態様による細目がグレード 1-2 又はグレード 2 のものからグレード 1-1 のもの又はメニュー 5-1 のもの（25Gb/s 品目のもの及びプラン 6 に係るものを除きます。）への品目等の変更 （その他）</p> <p>13 （略）</p>

新旧対照

旧		新																																									
基本的な技術的事項 1 ~ (略) 3 4 メニュー5 (1) メニュー5-1に係るもの		基本的な技術的事項 1 ~ (略) 3 4 メニュー5 (1) メニュー5-1に係るもの																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品 目</th> <th rowspan="2">インタフェース 種別</th> <th rowspan="2">物理的条件</th> <th colspan="2">電気的条件</th> </tr> <tr> <th>送出電圧等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10Gb/sのもの</td> <td>10GBASE-T</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		品 目	インタフェース 種別	物理的条件	電気的条件		送出電圧等	その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	10Gb/sのもの	10GBASE-T	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品 目</th> <th rowspan="2">インタフェース 種別</th> <th rowspan="2">物理的条件</th> <th colspan="2">電気的/光学的条件</th> </tr> <tr> <th>送出電圧等/ 光出力</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10Gb/sのもの</td> <td>10GBASE-T</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25Gb/sのもの</td> <td>25GBASE-SR</td> <td>LCコネクタ ( IEC 標準 61754-20 準 拠)</td> <td>+2.4dBm (平 均值) 以下</td> <td>IEEE802.3-2022 準拠</td> </tr> </tbody> </table>			品 目	インタフェース 種別	物理的条件	電気的/光学的条件		送出電圧等/ 光出力	その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	10Gb/sのもの	10GBASE-T	(略)	(略)	(略)	25Gb/sのもの	25GBASE-SR	LCコネクタ ( IEC 標準 61754-20 準 拠)	+2.4dBm (平 均值) 以下	IEEE802.3-2022 準拠
品 目	インタフェース 種別				物理的条件	電気的条件																																					
		送出電圧等	その他																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
10Gb/sのもの	10GBASE-T	(略)	(略)	(略)																																							
品 目	インタフェース 種別	物理的条件	電気的/光学的条件																																								
			送出電圧等/ 光出力	その他																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
10Gb/sのもの	10GBASE-T	(略)	(略)	(略)																																							
25Gb/sのもの	25GBASE-SR	LCコネクタ ( IEC 標準 61754-20 準 拠)	+2.4dBm (平 均值) 以下	IEEE802.3-2022 準拠																																							
		附 則 (令和8年3月24日東経営000200000798号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和8年3月31日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。																																									